

議事要旨(2) 企業会計基準適用指針公開草案「その他の複合金融商品（払込資本を増加させる可能性のある部分を含まない複合金融商品）に関する会計処理（案）」について

初めに、秋葉統括研究員から、資料「その他の複合金融商品（払込資本を増加させる可能性のある部分を含まない複合金融商品）に関する会計処理（案）」に基づき説明がなされた。

1. 公表の背景について

公開草案は、金融商品基準の下で、金融商品実務指針の解釈を一部修正するものであり、本日の資料の内容については、前回の企業会計基準委員会の時から変更されていない。

2. 組込デリバティブのリスクが現物の金融資産又は金融負債に及ぶ可能性がある例

区分処理の判断基準について、組込デリバティブと現物の金融資産又は金融負債の経済的性格及びリスクが緊密な関係にあるかどうかを区別することとした。

(1) 緊密な関係にない場合には、これまでと同様に、契約内容に照らして組込デリバティブのリスクが当初元本に及ぶ可能性の有無をもって判断することとした。

(2) 緊密な関係にある場合には、契約上、当初元本が毀損する可能性があっても、組込デリバティブのリスクが当初元本に及ぶ可能性の程度を判断基準とすることとし、解釈の幅をもたせることとした。

3. 緊密な関係にある組込デリバティブ

利付金融資産又は金融負債に、金利指標、物価指数、一定の信用リスクに係るデリバティブが組み込まれた場合には、これらの経済的性格及びリスクは緊密な関係にあるものとし、この場合には、現物の金融資産又は金融負債にリスクが及ぶ可能性があるかどうかについて、組込デリバティブのリスクが当初元本に及ぶ可能性の程度を評価する。

この場合、物価連動国債については、消費者物価指数の動向を踏まえ、一般に、当初元本に及ぶ可能性は低い。また、一定の信用リスクに係るデリバティブを組み込んで発行した複合金融商品について高い信用格付けを有するような場合には、リスクが及ぶ可能性は低いと考えられる。ここで、高い信用格付けについて、例えば、複数の格付機関よりダブル A 格相当以上を得ているような場合には、組込デリバティブのリスクが元本に及ぶ可能性は低いと考えられる。

4. 物価連動国債の会計処理について

物価連動国債については、組込デリバティブのリスクが現物の金融資産の当初元本に及ぶ可能性が低いといえるものとして、区分処理せず、その他有価証券とした場合、他の債券と同様に、まず償却原価法を適用し、そのうえで、償却原価と時価との差額を評価差額として処理する。また、物価連動国債は償還金額及び総受取利息金額のいずれも確定していないため、満期保有目的の債券として計上することはできない。

また、西川副委員長より、3.で例示された高い信用格付けについて、複数の格付機関からの取得が必要とするとしているが、複数を削除すべきか否かについて、委員等に対し確認を行ったが、委員等より反対の発言はなかった。

審議の後、採決が行われ、具体的な字句等の修正に関しては委員長に一任の上、公開草案の公表については出席委員 12 名全員の賛成により議決された。

以上

(財)財務会計基準機構の Web サイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。